大規模小売店舗立地法(以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模 小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法 第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その 届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境 の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、 この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

令和2年4月24日

京都市長 門 川 大 作

1 届出者の氏名及び住所 イオンタウン株式会社 代表取締役 加藤 久誠 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

# 2 届出の概要

(1)大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンタウン山科椥辻 京都市山科区椥辻草海道町15番地他

# (2) 変更事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の	(仮称)イオンタウン山科	イオンタウン山科椥辻
名称		
大規模小売店舗に	株式会社ダイエー	株式会社ダイエー
おいて小売業を行	代表取締役 近澤 靖英	代表取締役 近澤 靖英
う者の氏名又は名	神戸市中央区港島中町四丁目1	神戸市中央区港島中町四丁目1
称及び住所並びに	番1	番1
法人にあっては代	ほか未定	ほか10件
表者の氏名		

#### (3) 変更年月日

令和元年12月3日

# 3 届出年月日

令和2年4月16日

# 4 縦覧場所,期間及び時間

#### (1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地京都市産業観光局地域企業イノベーション推進室

# (2)期間

令和2年4月24日(金)から同年8月24日(月)まで(京都市の休日を定める条例に規定する京都市の休日を除く。)

#### (3) 時間

午前9時から正午まで 午後1時から午後5時まで

# 5 意見書の提出先及び提出期限

# (1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地京都市産業観光局地域企業イノベーション推進室

# (2) 提出期限

令和2年8月24日(月)

(産業観光局地域企業イノベーション推進室)